

議案第18号	三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況として公表しなければならない事項に、職員の休業の状況を追加するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

《改正内容》

「三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」で報告事項を規定する第3条に第5号として次の1号を加える。

(5) 職員の休業の状況

※地方公務員法第58条の2（人事行政の運営等の状況の公表）

任命権者が条例で定めるところにより、毎年地方公共団体の長に報告しなければならない項目に、職員の休業の状況が追加された。

【施行期日】 公布の日